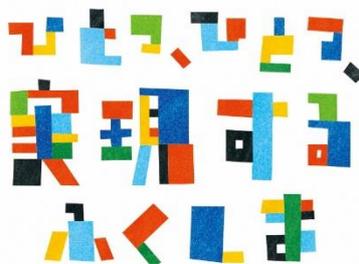


令和7年度  
福島水素活用関連機器導入支援事業費  
(福島水素サプライチェーン構築事業)  
募集要領

募集期間

令和7年8月7日(木)～令和7年12月15日(月)  
※申請をお考えの方は、事前にお問い合わせください。



福島県

商工労働部 次世代産業課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

電話：024-521-8058

FAX：024-521-7932

# I. 制度の概要

## 1 趣旨

県は、水素需要の拡大を図り、県内におけるより強靱なサプライチェーンを構築するために、水素を「はこぶ」、「つかう」取組みに対し補助します。

## 2 補助対象となる事業

補助対象となる導入設備は、県内事業者等が行う水素運搬設備、および水素利用機器とします。

### 【補助対象となる設備等】

#### <水素運搬設備>

区分	内容・要件
水素カードル	原則として、県内で製造される再生可能エネルギー由来の水素を運搬するために必要な設備
水素トレーラ	

#### <水素利用機器>

区分	内容・要件
水素燃料ボイラー	主に水素燃料を使用する業務・産業用ボイラー
温水発生機	水素のみを燃料とし、燃焼により温水を得られる機器
水素バーナー	主に水素を燃料とし、燃焼により熱エネルギーを得られるバーナー

※1 燃料とする水素はできる限り県内で製造される再生可能エネルギー由来の水素とすること。

※2 水素利用機器は県内の事業所等において導入すること。

## 3 対象者

(1) 対象者は、次に掲げる事項を全て満たさなければなりません。

ア 補助事業を的確に遂行するため、十分な管理体制が構築されていること。

イ 補助事業を的確に遂行するため、対象経費内の自己資金の調達を含め、十分な経理的基礎を有すること。

(2) 本補助事業は、いわゆる反社会的勢力に該当する方は利用できません。

## 4 対象経費

### (1) 水素運搬設備

区分	内容
設備費	設備の設計・組立・購入等に必要経費 (ただし、土地の取得及び賃借料を除く。)
諸経費	設備導入のために直接必要なその他経費

(2) 水素利用機器

区分	内容
設計費	設備機器の設計等に必要経費
設備費	設備機器の購入等に必要経費 (ただし、土地の取得及び賃借料を除く。)
工事費	設備機器の導入に必要不可欠な工事に関する経費
諸経費	設備導入のために直接必要なその他経費

(3) 前表に掲げるものであっても、次に掲げる経費については対象経費から除きます。

ア 補助金の交付決定日の属する年度の2月末日までに支払いが完了しない経費。

イ 補助事業を実施するために直接必要な費用と認められないもの。

5 対象事業期間

補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日から最長で当該年度の2月末日までとします。

6 補助金の額

区分・補助率			補助上限額	
水素運搬設備	大企業 ※1	1/2 以内	水素カードル	200万円/台
			水素トレーラ	2,100万円/台
	中小企業 ※2 非営利民間団体 地方公共団体等	2/3 以内	水素カードル	300万円/台
			水素トレーラ	2,800万円/台
水素利用機器		1/2 以内	水素燃料ボイラー 温水発生機 水素バーナー	1億5千万円/台

※1 次のいずれかに該当する企業は「みなし大企業」として、大企業の補助率とする。

(1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に定める者で、中小企業以外の者をいう。以下同じ。）が所有していること。

(2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めていること。

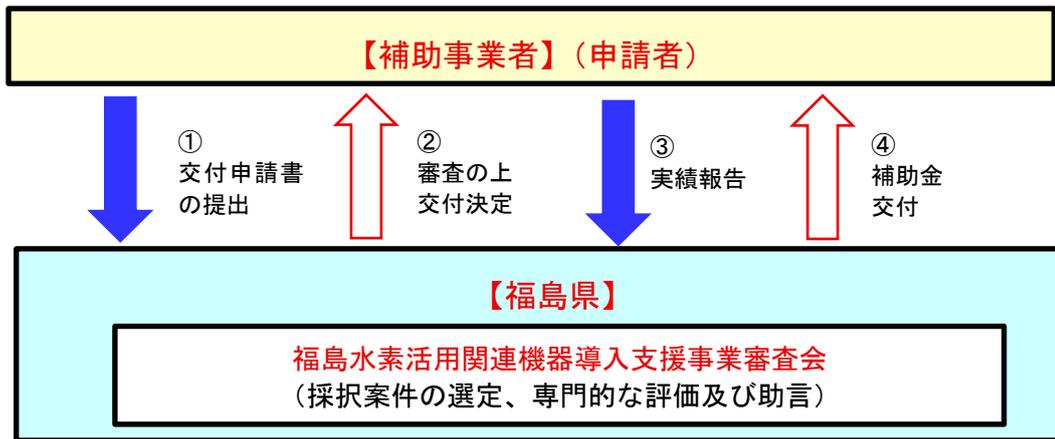
(4) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていること。

(5) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていること。

※2 中小企業の定義は下表のとおりとする。

業種	定義（従業員規模・資本金規模）
製造業、その他業種	300人以下 または 3億円以下
卸売業	100人以下 または 1億円以下
小売業	50人以下 または 5,000万円以下
サービス業	100人以下 または 5,000万円以下

## 7 補助事業スキーム図



## 8 選定方法

- (1) 県は、補助対象事業を選定するため、外部有識者等で構成される福島水素活用関連機器導入支援事業審査会（以下「審査会」）を設置します。
- (2) 交付提案を受理した全ての案件について、事務局が形式的な書面審査を行った上で、審査会に諮り、採択事業を選定します。
- (3) 書面審査において、次のものについては不合格とします。
  - ア 公募要領に沿った書類を形式的に整えていない申請
  - イ 補助対象外の設備導入にかかる申請
- (4) なお、審査会の日程や場所、開催方式等については、書面審査を通過した申請者にのみ通知します。原則、日程は変更できませんのでご了承ください。
- (5) 選定にあたっては、対象事業、対象者、対象経費等に関する要件判定のほか、次に掲げる事項について総合的に判断します。

	評価項目	評価内容
1	導入計画の適切性	・設備導入の計画・目的は妥当か。 ・設備導入を実施するにあたり、経営資源（人的資源、物的資源、資金）が十分に備わっているか。
2	運用計画の適切性	・設備導入による効果、導入後の活用計画は妥当か。
3	加点項目	・パートナーシップ構築宣言をしているか。

## 9 交付決定の手続き

- (1) 審査会で採択となった申請者に対し、県が補助金交付を決定することになります。尚、交付決定の通知に際して、金額などの変更や、必要な条件を付す可能性があります。

- (2) また、補助金交付決定前に締結された契約や支出された経費については補助対象外となりますのでご注意ください。

#### **10 補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表**

- (1) 補助事業者は、補助事業終了後、事業実績報告書を提出しなければなりません。
- (2) また、事業成果を発表していただく場合があります。発表の時期、場所、方法等については、別途指示します。

#### **11 補助金の支払方法**

原則として、事業終了後の精算払となります。

※ 事業終了前の支払い（概算払）は必要性が認められる場合に限られます。

#### **12 補助事業者の義務**

補助事業者は、先に掲げた補助事業終了後の実績報告書の提出及び発表の他に、次に掲げる義務を負います。

- (1) 申請書の提出から補助事業の終了までの間に、補助事業の当初の経費配分やスケジュール等の実施内容に変更が生じる場合、または補助事業を中止もしくは廃止しようとする場合には、変更等の承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

## Ⅱ. 福島水素活用関連機器導入支援事業費補助金交付提案に係る提出書類等

### 1 提出書類

提出書類	備考
<b>1 福島水素活用関連機器導入支援事業費補助金交付申請書</b> (様式第1)	<b>【提出部数】</b> (1～5全て)
<b>2 福島水素活用関連機器導入支援事業費実施計画書</b> (様式第1の別紙1) (1) 事業者の概要 (2) 事業の内容 (3) 補助対象年度事業スケジュール (4) 収支計画(申請年度) (5) 収支・財務状況(直近2期分)	
<b>3 申請者の役員等名簿</b> (様式第1の別紙2)	
<b>4 添付書</b> (1) 会社概要 ※特に作成してない場合は、会社の概要が分かる内容が記載されているもの(ホームページに掲載している会社概要等)でも結構です。 (2) 申込者の法人登記簿謄本、定款及び事業報告書の写し (3) 申込日の直前2期分(決算期間が半年の場合には3期分、創業後間もない企業は創業後のものを全て)の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)(写し可)	

※サイズは、全てA4判としてください。

※パンチ穴あけや、ホッチキス留めなどをせず、クリップ等でまとめてください。

### 2 交付申請書受付期間

受付期間 令和7年8月7日(木)～12月15日(月)

※原則、毎月15日(土日祝日の場合は翌営業日)17時までに受領したのものについては、同月内に審査し、結果(採択又は不採択)を申請者あてに通知することとします。その後、採択、交付決定、補助事業開始となります。

※予算額に達した場合には、その時点で受付を終了します。

### 3 結果の通知

審査結果(採択又は不採択)について、後日申請者あて通知します。

### 4 公表

採択となった場合には、企業名、所在地等を公表しますので、あらかじめご了承ください。

## 5 提出先及び問い合わせ先

福島県商工労働部次世代産業課

〒960-8670（県庁専用郵便番号）

福島市杉妻町2-16

電話 024-521-8058

FAX 024-521-7932

電子メール hydrogen-industry@pref.fukushima.lg.jp

募集案内ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021f/fukushimasuisokatsuyoukanrenkikidounyuushien2025.html>

様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。